

愛西市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定の概要

【改定の経緯】

愛西市新型インフルエンザ等対策行動計画は、平成 24 年に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、平成 26 年 6 月に策定した。

今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、幅広い感染症による危機に対応できるよう、令和 6 年 7 月に政府行動計画が抜本的に改定され、令和 7 年 6 月に県行動計画についても改定された。

市行動計画についても、特措法に基づき政府及び県行動計画と整合性をとるため、改定を行うもの。

【改定の進め方】

＜特措法上必要なプロセス＞

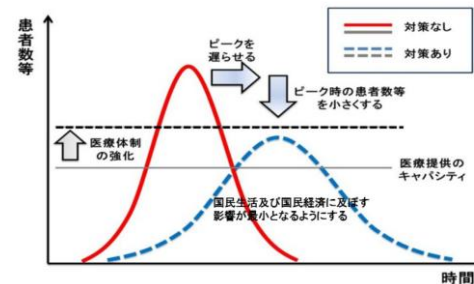
- ・学識経験者（感染症の専門家等）の意見聴取
- ・他の地方公共団体の長の意見聴取（他の地方公共団体に関係する事項を定める場合のみ）
- ・都道府県への報告
- ・議会への報告・公表

※改定完了の最終期限は、令和 8 年 9 月までを目途

【基本理念】

平時から感染症危機に対応できる体制を作ること
で、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症
以外も含めた幅広い感染症の発生時に、感染拡大を可
能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民
生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、感
染症危機に対応できる社会を目指す。

＜まん延防止対策の概念図＞



【改定のポイント】

幅広い感染症を対象	新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定						
発生段階の考え方を整理	新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に、発生前から流行状況が収束するまでの全体を 3 期（準備期、初動期、対応期）に分けて対策を整理 <table border="1"> <tr> <td>準備期</td><td>新型インフルエンザ等が発生する前段階</td></tr> <tr> <td>初動期</td><td>国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等が発生した段階</td></tr> <tr> <td>対応期</td><td>新型インフルエンザ等の県内発生当初から流行状況が収束するまで</td></tr> </table>	準備期	新型インフルエンザ等が発生する前段階	初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等が発生した段階	対応期	新型インフルエンザ等の県内発生当初から流行状況が収束するまで
準備期	新型インフルエンザ等が発生する前段階						
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等が発生した段階						
対応期	新型インフルエンザ等の県内発生当初から流行状況が収束するまで						
対策項目の充実	特措法に基づき以下の 7 項目とし、準備期における取組やワクチンについての内容を充実 ①実施体制 ②情報収集・情報提供・共有 ③まん延防止 ④予防接種 ⑤医療 ⑥市民の生活及び地域経済の安定の確保 ➡ ①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③まん延防止 ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資 ⑦市民生活及び市民経済の安定の確保						

【各対策項目の主な取組】

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	▶実践的な訓練の実施 ▶市行動計画等の作成・変更、体制整備・強化 ▶国・県等との連携の強化	▶市対策本部の設置 ▶全庁的な対応	▶職員の派遣・応援への対応 ▶緊急事態措置に関する総合調整
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	▶市民等への感染症に関する情報提供・共有 ▶県等との感染状況等の情報提供・共有	▶状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、感染拡大に備えて、準備を促す	▶状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、適切な行動につながるよう促す
③まん延防止	▶市民等に対する基本的な感染対策の普及	▶業務継続計画に基づく対応準備	▶状況に応じた適切なまん延防止対策の実施
④ワクチン	▶ワクチンの供給・接種体制の構築 ▶市民等への予防接種に関する情報提供・共有 ▶DXの推進	▶国方針を踏まえた接種体制の構築	▶ワクチン等必要資材の供給 ▶迅速な接種の実施 ▶市民等への接種に関する情報提供・共有
⑤保健	▶研修・訓練等を通じた人材育成	▶有事体制への移行準備	▶県が実施する健康観察及び生活支援への協力
⑥物資	▶感染症対策物資等の備蓄	▶感染症対策物資等の不足による生産要請等、県の要請に応じた連携・協力	▶感染症対策物資等の不足による生産要請等、県の要請に応じた連携・協力
⑦市民生活及び市民経済の安定の確保	▶市内部及び関係機関との情報共有体制の整備 ▶市民及び事業者等への物資及び資材の備蓄に関する情報提供・共有 ▶火葬体制の構築	▶遺体の火葬・安置場所の確保	▶心身への影響に関する施策の実施 ▶生活支援を要する者への支援 ▶教育及び学びの継続に関する支援 ・事業者に対する支援